

プレスリリース

平成17年6月1日
農 林 水 産 省

米国産飼料用トウモロコシから安全性未確認の遺伝子組換えトウモロコシが検出された事例について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、独立行政法人肥飼料検査所が平成17年5月に港湾サイロに対して実施した立入検査において、飼料安全法に基づく安全性の確認がされていない遺伝子組換えトウモロコシBt10が検出された事例が別添のとおり認められましたのでお知らせします。

このトウモロコシは輸入通関前であり、飼料として国内に流通することはありません。

なお、これまで輸入の際の検査については、日本に入港する船のうち一定数を対象に行ってきましたが、今回の事例を機に検査を強化することとし、今後は当分の間、検査対象を全船に拡大します。

問い合わせ先

消費・安全局衛生管理課

薬事・飼料安全室

TEL：（代表）03-3502-8111

（直通）03-3502-8097

担当：濱本（内線3170）

元村（内線3171）

(別 添)

安全性未確認の遺伝子組換え体が検出されたトウモロコシの概要

積降港及び積降年月日	名古屋港 平成17年5月26日
立入検査実施日	平成17年5月26日
検査対象数量	390トン
分析法	PCR法 (検出限界 0.05%)
検出された遺伝子組換え体	遺伝子組換えトウモロコシBt10

注： 分析試料は、船舶からサイロに荷揚げする際に、機器を用いて自動的に採取。

なお、当該サイロに荷揚げされたものと同じの船倉に収容されていたトウモロコシについては、全量検査し、Bt10が陽性の場合は飼料として国内に流通させないこととします。

- 参考① 飼料安全法に基づく成分規格において、飼料が遺伝子組換え体を含む場合は、その安全性につき、農林水産大臣の確認を受けたものでなければなりませんとされています。
- ② 今回検出されたBt10は、日本において飼料としての安全性の確認を受けていない遺伝子組換えトウモロコシです。
- ③ Bt10については、米国内において、2001年から2004年にかけて、最大でのべ1万5000ヘクタール（米国全体のトウモロコシ栽培のべ面積の0.01%程度）で誤って栽培され、流通したとされています。